

事業主様

横浜市中区山下町224番地1
神奈川県自動車販売健康保険組合
理事長 高木 恵一



保険料率の決定について

早春の候、貴職におかれましては、ますますご清祥のこととお慶び申し上げます。

平素より当組合の事業運営につきましては、格別のご協力を賜り厚くお礼申し上げます。

さて、当健康保険組合の財政状況は、賃上げによる保険料収入の増加が見込まれるものの、医療費の増加に歯止めがかからず、高齢者医療費に対する高額な納付金、メンタル疾患による傷病手当金の給付金等の増大、さらに今年は診療報酬の増額改定と組合財政を逼迫させています。令和8年度の予算編成にあたり、現在の保険料率では2億8千6百万円もの収入不足となることが予想されています。

一方、介護勘定においては、2年前の精算により介護納付金が減少しております。

また、本年4月より新たに子ども・子育て支援金をはじめ、国が示した料率でご負担いただくこととなっております。

このような状況のもと、健康保険組合財政の長期的健全性を総合的に勘案し、適正な保険料率を設定すべく、令和8年2月16日開催の第169回組合会においてご審議いただいたところでございます。

つきましては、事業主様ならびに加入員の皆様の厳しい状況を総合的に勘案し、一般保険料率（調整保険料率は引き下げ）を引き上げ、介護保険料率を引き下げることとなりました。令和8年3月1日（4月納入分）をもって一般保険料率、介護保険料率を下記のとおり決定いたしました。

また、子ども・子育て支援金は令和8年4月1日（5月納入分）から国が決定した率でご負担いただくこととなります。

記

1. 保険料率

	保険料率		保険料負担割合		各保険料率
	令和7年度	令和8年度			
一般保険料	94/1000	96/1000	事業主	51.5%	49.44/1000
			被保険者	48.5%	46.56/1000
調整保険料	1.30/1000	1.24/1000	事業主	51.5%	0.6386/1000
			被保険者	48.5%	0.6014/1000
介護保険料	18/1000	16/1000	事業主	50.0%	8.0/1000
			被保険者	50.0%	8.0/1000

子ども・子育て支援金率		2.3/1000	事業主	50.0%	1.15/1000
			被保険者	50.0%	1.15/1000

※ 施行期日 令和8年3月1日適用（令和8年4月納入分）

※ 任意継続被保険者の保険料率については令和8年4月1日適用

※ 任意継続被保険者の前納保険料については令和8年度分となります。

2. 任意継続被保険者の標準報酬月額の上限

任意継続被保険者の保険料の算出基礎となる標準報酬月額は退職時の標準報酬月額もしくは当組合の前年9月30日における標準報酬月額を平均した額のいずれか少ない額をもってその者の標準報酬月額となります。

	令和7年度	令和8年度
当組合の前年9月30日における標準報酬月額の平均額	410,000円	410,000円

※ 適用年月日 令和8年4月1日

3. 料率変更に伴う被保険者一人当たりの負担額(参考)

①一般保険料（一般+調整）95.3/1000から97.24/1000の1.94/1000引き上げ

標準報酬月額	標準報酬月額分増加額		賞与分増加額	年間増加額合計
	1ヶ月当たり	年間		
410,000円	386円	4,632円	1,093円	5,725円

②介護保険料18/1000から16/1000の2.0/1000引き下げ

標準報酬月額	標準報酬月額分増加額		賞与分増加額	年間増加額合計
	1ヶ月当たり	年間		
410,000円	-410円	-4,920円	-1,282円	-6,202円

③子ども・子育て支援金率2.3/1000（新設）

標準報酬月額	標準報酬月額分増加額		賞与分増加額	年間増加額合計
	1ヶ月当たり	年間		
410,000円	471円	5,652円	1,336円	6,988円

※ 標準報酬月額は令和7年9月30日における標準報酬月額の平均額（410,000円）の被保険者を例に算出。

※ 賞与分増加額は令和8年度予算で見込んだ支給予想額をもとに算出。